

報道関係者各位

令和7年2月4日発表

【照会先】

行橋労働基準監督署

監督課長 黒川 真由美

(電話番号)0930-23-0454

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 足場の高さ2メートル以上の作業床に
手すり及び中さんを設けていなかったもの ～

令和7年2月4日、行橋労働基準監督署(署長 よしだ ゆういち 吉田 裕一)は、労働安全衛生法違反の疑いで事業者と現場代理人を福岡地方検察庁小倉支部に書類送検しました。

【事案の概要】

建物外壁改修工事現場において、元請が下請の労働者に足場を使用させるときに、高さ2メートル以上の作業床で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、手すり及び中さんを設けていなかったものです。

1 被疑者

(1) 株式会社瀬口組 せぐちぐみ

所在地：北九州市小倉南区葛原

事業内容：建築工事業

(2) 現場代理人(66歳)

2 違反条文

株式会社瀬口組、現場代理人ともに、

労働安全衛生法違反

同法31条第1項(注文者の講ずべき措置)

労働安全衛生規則第655条第1項第3号(足場についての措置)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

3 災害の概要

令和6年11月5日、築上郡吉富町の建物外壁改修工事現場において、元請の株式会社瀬口組が、下請の塗装業者の労働者に足場を使用させるときに、高さ約9メートルの作業床に、墜落防止のための手すり及び中さんを設けていなかったものです。

塗装作業をしていた労働者は墜落して死亡しました。

目撃者がいないため、被災した労働者が墜落する直前にいた位置は不明ですが、当該作業床に塗料入りの容器が置かれており、外壁に塗装をした形跡があったことから、被災した労働者は当該作業床に上がっていたと判断したものです。

4 被疑内容

元請が下請の労働者にわく組足場以外の足場を使用させるときは、法令に基づいて、高さ2メートル以上の作業床で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、高さ85センチメートル以上の手すり及び高さ35センチメートル以上50センチメートル以下の中さんを設けなければならないのに、被疑者はこれらのいずれも設けていなかったものです。

【参照条文】

○労働安全衛生法

(注文者の講ずべき措置)

第三十一条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事の数回の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該事業の仕事が数回の請負契約によつて行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)、第二十条から第二十五条まで、(略)、第三十一条第一項、(略)の規定に違反した者

二～四 略

(両罰規定)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(架設通路)

第百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一～三 略

四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。

イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）

ロ 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下の棧又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中棧等」という。）

五、六 略

【解釈例規】

第一項第四号イの「これと同等以上の機能を有する設備」には、次に掲げるものがあること。

ア 高さ 85 センチメートル以上の防音パネル（パネル状）

イ 高さ 85 センチメートル以上のネットフレーム（金網状）

ウ 高さ 85 センチメートル以上の金網

～ 略

（平成 27 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 9 号）

～ 略

（第一項）第四号ロの「さん」とは、労働者の墜落防止のために、架設通路面と手すりの中間部に手すりと平行に設置される棒状の丈夫な部材をいうものであること。

（第一項）第四号ロの「これと同等以上の機能を有する設備」には、次に掲げるものがあること。

ア 高さ 35 センチメートル以上の幅木

イ 高さ 35 センチメートル以上の防音パネル（パネル状）

ウ 高さ 35 センチメートル以上のネットフレーム（金網状）

エ 高さ 35 センチメートル以上の金網

オ 架設通路と手すりの間において、労働者の墜落防止のために有効となるように X 字型に配置された 2 本の斜材

（平成 21 年 3 月 11 日付け基発 第 0311001 号、
平成 27 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 9 号）

(作業床)

第百六十三条 事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作

業床を設けなければならない。

一、二 略

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。)を設けること。

イ わく組足場(妻面に係る部分を除く。口において同じ。)次のいずれかの設備

交さ筋交い及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下の棧若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

手すりわく

ロ わく組足場以外の足場 手すり等及び中棧等

四～六 略

2 略

3 第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

4～6 略

(足場についての措置)

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一、二 略

三 前二号に掲げるもののほか、法四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第十章第二節(第五百五十九条から第五百六十一条まで、第五百六十二条第二項、第五百六十三条、第五百六十九条から第五百七十二條及び第五百七十四條に限る。)

に規定する足場の基準に適合するものとする。

2 略